



平成 25 年 2 月 20 日

各 位

東京都渋谷区円山町3番6号  
株式会社ギガプライズ  
代表取締役 檀野 敬  
(コード番号：3830名証セントレックス)  
問合せ先：管理部 木村 賢治  
電話番号：03-5459-8400 (代表)

## 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 2 月 20 日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、投資家の皆様の利便性の向上ひいては当社株式の流動性向上を目的として、当社株式の売買単位を 100 株とするため、株式を分割するとともに単元株制度の採用を行います。なお、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の金額に実質的な変更はありません。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成 25 年 3 月 31 日（日曜日）を基準日として、同日（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成 25 年 3 月 29 日（金曜日））の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割します。

##### (2) 分割により増加する株式数

普通株式とし、平成 25 年 3 月 31 日（日曜日）最終の発行済株式数に 99 を乗じた株式数とします。平成 25 年 2 月 20 日（水曜日）現在の発行済株式総数を基準に計算すると次のとおりとなります。

① 株式分割前の発行済株式総数	:	14,110 株
② 今回の分割により増加する株式数	:	1,396,890 株
③ 株式分割後の発行済株式総数	:	1,411,000 株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	:	5,173,200 株

##### (3) 分割の日程

① 基準日公告日	平成 25 年 3 月 8 日（金曜日）
② 基準日	平成 25 年 3 月 31 日（日曜日）※実質的には平成 25 年 3 月 29 日（金曜日）
③ 効力発生日	平成 25 年 4 月 1 日（月曜日）

##### (4) 新株予約権の行使価格の調整

今回の株式分割実施に伴い、平成 25 年 4 月 1 日以降、当社発行の 1 株当たりの行使価格を次のとおり調整いたします。

	調整前行使価格	調整前行使価格
第 3 回新株予約権	50,000 円	500 円
第 4 回新株予約権	50,000 円	500 円

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

「2. 株式分割の概要」の効力発生日である平成25年4月1日（月曜日）をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成25年4月1日（月曜日）

(参考) 平成25年3月27日を以って、名古屋証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法184条第2項及び第191条の規定に基づき、平成25年4月1日（月曜日）を以って当社定款の一部を変更いたします。

(2) 変更の内容

- ① 発行可能株式総数を株式の分割の割合に応じて増加させるため、現行第6条を変更いたします。
- ② 株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第7条を新設いたします。
- ③ 第6条の変更及び第7条の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日を定めるため、附則第2項及び第3項を新設いたします。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更後
<p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>51,732</u>株とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>5,173,200</u>株とする。</p> <p style="text-align: center;">(単元株式数)</p>
<p>第7条  ) &lt;条文省略&gt;</p> <p>第43条</p>	<p>第7条 当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。</p> <p>第8条  ) &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第44条</p>
<p>附則 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p>附則 &lt;現行どおり&gt;</p> <p><u>2. 第6条の変更および第7条の新設ならびにこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成25年4月1日とする。</u></p> <p><u>3. 前項および本項は、平成25年3月31日までを有効とし、平成25年4月1日をもって前項および本項を削るものとする。</u></p>

## 5. その他

- (1) 今回の株式の分割に際して、当社の資本金の額の変更はありません。
- (2) 今回の株式分割は、平成 25 年 4 月 1 日を効力発生日としておりますので、平成 25 年 3 月期の期末配当金につきましては、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

以上